

2026年3月16日

株主各位

三重県松阪市京町510番地
株式会社三十三フィナンシャルグループ
代表取締役社長 道廣 剛太郎

株式分割に関する基準日設定公告

株式会社三十三フィナンシャルグループ（代表取締役社長：道廣 剛太郎、以下「当社」といいます。）は、2026年2月6日開催の当社取締役会において、2026年4月1日（水曜日）を効力発生日として、当社普通株式を1株につき4株の割合をもって分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2026年3月31日（火曜日）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日（水曜日）をもって、当社定款第6条を変更し、210,000,000株増加して、280,000,000株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、2026年4月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 2026年4月1日（水曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人及び
特別口座管理機関

照会先

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間 9:00～17:00（土日休日を除く）